

2021年3月

お客様各位

西京信用金庫

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の事前確認について

平素は西京信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和3年3月より「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（以下、「一時支援金」）の申請受付が開始されました。一時支援金の申請には「一時支援金事務局」へのアカウント申請及びID取得後に、登録確認機関による事前確認手続きが必要となります。

当金庫は登録確認機関となっておりますが、当金庫で対応させていただく事前確認につきましては、当金庫と事業性の与信取引がある事業者様が対象となりますので、予めご承知おき下さい。

事前確認をご希望の方は、お取引店舗へお問い合わせください。また、要件に該当しないお客様につきましては、下記の一時支援金事務局の相談窓口へお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

【一時支援金事務局の相談窓口】

フリーダイヤル：0120-211-240

IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479

